

〈佐呂間町民憲章〉

進んできまりを守り

明るく平和なまちをつくれます

平成元年

7



光は北から

光はオホーツクから

はまなすユースフェスト 開催される



歓迎のあいさつをする
堀町長 ▶ 松田綱走支庁長



▲道内各地から集まった参加者



▲問題提起をする渡部義次氏

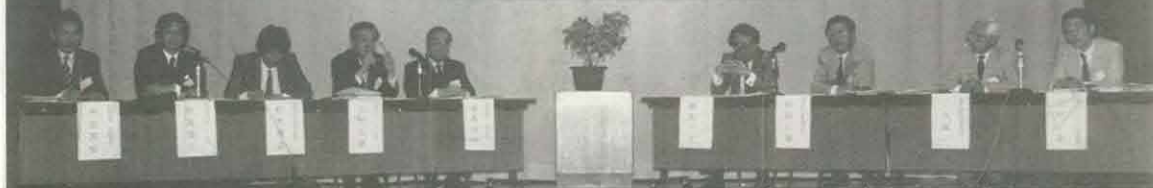
「光は北から 光はオホーツクから」をメインテーマにした「はまなすユースフェスト」が、北海道青少年団体連絡協議会主催のもと六月十七日、十八日の両日、佐呂間町民センターと富武士のホテル緑館を会場として開催され、地元佐呂間町をはじめ道内各地のふるさと青年会議メンバーや東北の若者、在日留学生など総勢五百名の人々が、本町に集まり地域おこしや国際交流、本道の将来展望などの意見交換を行いました。

この大会は、たくましさや潤いのある北海道を創造するために設けられ、まちづくりやふるさとの活性化を実践する「ふるさと青年会議」がスタートして十年目を迎えるとともに、昭和六十年に世界的に展開された「国際青年年」活動とオホーツクの未来について語り合う「トーク・イン・オホーツク」が五年目を迎えたことを記念して企画されたもので、青少年の英知と行動力を結集して地域づくりを探り語り合うことを目的に同会議が行っている夏の交流事業の一環として開催されたものです。

初日の十七日は、網走支庁地域ふるさと青年会議副議長の渡部義次さんが「21世紀に向けての胎動と行動」と題し、人口の過密・過疎化における東京一点集中型からの脱皮や地域の国際交流についての問題提起がなされ、これを受け「語ろう未来(あす)の地域戦略」をテーマにパネルディスカッションが行われ、在日留学生交流センター代表の秋尾晃正さ

はまなすユースフェスト

～光は北から 光はオホーツクから～



▶参加者に好評でした
「牛乳の無料サービス」



活発な論議
がなされた
「じっくりト」



▲大会に花を添えた郷土芸能発表

二日間にわたる大会では交流会や各地の郷土芸能が披露され参加者は時間が経つのも忘れて交流の和を広げていました。

二日目の十八日は、じっくりトの報告会とフアイナルトークが催され、各分科会報告のうち国際交流関係では「文化活動は人づくりから始まる。言葉の障壁は心の交流でクリアできる」、一村一品関係では「最近の一村一品では物づくりのみに傾斜しており、また、品物等に自分の町のものが生かされていない。これからは他に負けない地場産品の確立と付加価値を高めた商品開発が必要である」など各市町村が抱えている問題を踏まえた上での意見が出され、パネリストからも「これからの観光地は、これまでの歓楽イメージを拭い去り、質の向上を目指す通年型観光開発が必要である」「一村一品における市場調査や消費者の意識調査を実施した上での市場開拓を行うべきである」などの提言がありました。

夕方からは会場をホテル緑館に移して、参加者が各テーマごとに話し合う「じっくりト」が行われ、「21世紀にむけての国際交流」や「これからの北海道観光」「ふるさと創生、一億円をどうさばく」「道民生活と消費税」など二十項目にわたるテーマを各界の助言者を交えて論議がなされました。

ら東京在住の九人のパネリストにより国際交流や人材活用について北海道内外の各分野から広い視野にたつて見つけた活発な意見交換に会場狭しと詰めかけた参加者は真剣に聞き入っていました。

国民年金



福祉年金と他の公的年金を受けている方は届け出を！

老齢福祉年金は全額国の負担で支払われている年金です。

このため福祉年金のほかに、国民年金、厚生年金、共済年金などから年金を受けている方はその年金の額により福祉年金の額を調整することになっていきますので、その旨を役場年金係へ届け出てくださ

い。届け出をしなければ、福祉年金を返納していただくこともありますのでご注意ください。

また、福祉年金から裁定替え

された方および二十歳前の障害基礎年金を受けている方も同様です。

国民年金保険料は「口座振替」で

国民年金に加入していても、保険料を未納にしていると、万一事故にあったとき障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないばかりか、老後の老齢基礎年金が受けられないことがあります。

納期のたびに、わざわざ出かける手数がはぶけ「つい、うっかり」の納め忘れも解消される「口座振替」による納付をおすすめします。



印鑑と納付案内書をお持ちになって、次の取扱機関で簡単に手続きできますのでご利用ください。

遠軽信用金庫本・支店
網走信用組合佐呂間支店
佐呂間町農業協同組合
佐呂間漁業協同組合
常呂漁業協同組合

国保一口メモ

国民健康保険に加入している人が、同じ月内に、同じ病院で医療費を高額に支払った場合、高額療養費が支給されますが、この場合の自己負担限度額が、平成元年六月一日（六月診療分）から次のように改正されます。

▽自己負担限度額が、五万四千円から五万七千円に引き上げられました。（町民税非課税世帯にあつては、三万円から三万一千八百円に引き上げられました。）
▽診療を受けた月からさかのぼって、年間で高額療養費

の支給が四回以上になった場合（高額多数該当世帯）の自己負担額が、三万円から三万三千円に引き上げられました。（町民税非課税世帯にあつては、二万一千円から二万二千二百円に引き上げられました。）
▽同じ月内に三万円以上（町民税非課税世帯については二万一千円以上）の一部負担金を支払った方が、同一世帯に二人以上いて、その額を合算する場合の（世帯合算）自己負担限度額が五万四千円から五万七千円（町民税非課税世帯については、三万円から三万一千八百円）に引き上げられました。

なお、次のような場合にも支給されますが、以前と支給基準は変わっていません。

▽高額の治療を長期間続ける必要がある病気（血友病や人工透析を必要とする慢性腎不全）の場合、一か月に一万円を超えた額が該当になります。

詳しいことは、民生課保健衛生係にお問い合わせください。

今月の納税は

国民健康保険税（一期）
国民年金保険料

（毎月末日）です

忘れずに納めましょう

～7月31日～

きごの会議

第二回

定例町議会

第二回定例町議会が六月二十日開会され、条例、予算などが議決されました。

条例

●佐呂間町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

主な改正点

・国民健康保険税の課税限度額が四十万円から四十二万円になりました。

・国民健康保険税軽減の算定基準額が一部改正されました。

○四割軽減Ⅱ総所得金額が二十八万円に被保険者（世帯主を除く）一人につき二十一万五千円を加えた額以下の世帯

・公的年金等に係る所得の種類が、給与所得から雑所得に変更されたのに伴い、課税の特

第2回定例町議会 町長 行政報告 (要旨)

●国体大会旗・炬火リレーについて

五月十八日、第四十四回国民体育大会大会旗・炬火リレーの町実行委員会を設立いたしました。

これは、本年度北海道で国体が開催されるのに伴い、競技開催地以外の多くの方にも参加してもらうべく大会旗と炬火のリレーを実施すること

例が設けられました。

・平成二年四月一日以降から、総所得金額に株主等の譲渡に係る所得金額が加えられることになりました。

●佐呂間町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

になりました。

このため町内の方、十四名の委員構成による実行委員会を開き、九月九日のリレーに向け協議しております。

●豪雨災害について

豪雨災害につきまして、五月十九日、二十一日に土木及び農業関係の被害調査を行いました。

土木災害では、富丘、武士朝日、知来の四地区で、道路側溝の決壊が十二か所で被害延長は七、五八〇mになっており、また、農業災害では町内五地域で発生しておりまして、被害面積一・二haとなっております。

これは、土砂の覆土、種子苗の流出等が主なものです。

●公共施設管理公社の発足について

町の公共施設の清掃及び管理を行います管理公社の設立につきまして、先に議員協議会等で協議していただいたところでありましたが、この佐呂間町公共施設管理公社が六月一日発足し、現在業務を行

っております。

●農業共済組合 広域合併について

農業共済組合の広域合併によります事務所誘致場所の決定につきまして、かねてから経過報告を申し上げてまいりましたが、遠軽ブロックにおいて事務所設置場所の決定を共済連本部に一任したところ六月十七日の本部決定で湧別町に決まった旨の報告を受けております。

●農作物の 作況について

六月十五日、農作物の作況調査を実施した結果、牧草はやや良、水稲、秋まき小麦等が平年並、大麦、春まき小麦、ビート等がやや不良に、馬鈴薯、豆類、スイートコーン等が不良となっております。現在のところ、春の低温続きということもありまして、全体的に作柄は、今のところ低調な状況でスタートしております。

原案可決

●佐呂間町営スキー場設置及び
管理条例の一部を改正する条
例制定について

原案可決

体育施設と町営スキー場関連
施設の管理を佐呂間町公共施設
管理公社に委託できるような条
文が整備されました。

●佐呂間町水防協議会条例の制
定について

原案可決

洪水又は高潮に際し、水災を
警戒し並びに防ぎよするため
の水防計画等を調査、審議する
ことを目的として協議会が設置
されました。

予 算

●平成元年度佐呂間町一般会計
補正予算(第二号)

原案可決

五千二百六十七万七千円が追加
され、予算の総額四十四億三千
四百四十六万二千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・前年度繰越金

六千六百七十六万七千円

・幌岩山展望台設置事業費債

一千九百十万円

(才出)

・佐呂間厚生病院旧館蒸気配管
改修工事

佐呂間厚生病院内部改修工事

(計) 一千五百五十五万二千円

・キムアネップ岬多目的広場設
置工事

幌岩山周辺遊歩道附帯施設設
置工事

(計) 二千九百九十一万五千円

●平成元年度佐呂間町簡易水道
特別会計補正予算(第一号)

原案可決

四百十三万六千円が追加され

予算の総額が一億五千七百八十

万三千七百円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・一般会計繰入金

四百十三万六千円

(才出)

・修繕料

二百八万一千円

・人件費外

二百五万五千円

●平成元年度佐呂間町国民健康
保険特別会計補正予算(第一
号)

原案可決

五百九十八万二千円が減額さ

れ、予算の総額が七億六千七十

九万円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・一般被保険者国民健康保険税

二百八万六千円

・退職被保険者等国民健康保険
税

△二百九十七万八千円

九万円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・老人保健拠出金

△七百三万七千円

●平成元年度佐呂間町と場特別
会計補正予算(第二号)

原案可決

二百四十三万五千円が追加さ

れ、予算の総額が四千二百九

千円になりました。

なお、補正金額が少額ですの

で補正内容を省略します。

●平成元年度佐呂間町老人保健
特別会計補正予算(第一号)

原案可決

十二万九千円が追加され、予

算の総額が七億七千九百七十

万五千円になりました。

なお、補正金額が少額ですの

で補正内容を省略します。

●平成元年度佐呂間町一般会計
補正予算(第三号)

原案可決

十二万九千円が追加され、予

算の総額が七億七千九百七十

万五千円になりました。

なお、補正金額が少額ですの

で補正内容を省略します。

●平成元年度佐呂間町一般会計
補正予算(第三号)

原案可決

十二万九千円が追加され、予

算の総額が七億七千九百七十

万五千円になりました。

なお、補正金額が少額ですの

で補正内容を省略します。

原案可決

一千二百九十四万一千円が追
加され、予算の総額が四十四億
四千七百四十万三千円になりま
した。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・各公共施設整備基金繰入金

一千万円

・前年度繰越金

二百九十四万一千円

(才出)

・庁舎改修工事

一千二百九十四万一千円

●継続費精算報告書について

承認

次の事業の昭和六十二年と

昭和六十三年の継続費精算報

告について承認されました。

事業名

・佐呂間小学校々舎新築工事

●繰越明許費繰越計算書につい

て承認

次の事業が昭和六十三年の

繰越明許費として承認されま

した。

事業名及び繰越額

・幌岩山周辺遊歩道設置工事

四千八百二十万八千九百円

●佐呂間町庁舎改修工事(第一
期工事、建築主体工事)

原案可決

・契約の方法

指名競争入札

・契約の金額

九千七百九十五万三千円

・契約の相手方

原案可決

●交通公園新設工事

・契約の方法

指名競争入札

・契約の金額

四千八百四十一万円

・契約の相手方

株式会社 岸組

●継続費精算報告書について

承認

次の事業の昭和六十二年と

昭和六十三年の継続費精算報

告について承認されました。

事業名

・佐呂間小学校々舎新築工事

●繰越明許費繰越計算書につい

て承認

次の事業が昭和六十三年の

繰越明許費として承認されま

した。

事業名及び繰越額

・幌岩山周辺遊歩道設置工事

四千八百二十万八千九百円

●所管事務調査報告

報告済

・期間

報告済

・期間

報告済

・期間

報告済

・期間

報告済

六月一日(三日間)

・調査地及び目的

後志支庁管内 喜茂別町

・公営住宅の管理運営に

ついて

・議会広報活動について

・議会の活動状況について

後志支庁管内 余市町

・事務の改善、合理化に

ついて

・民間委託の促進及び行政の

効率的運営について

・議会広報活動について

●平成元年度第一回定期監査の結果について

報告済

請願

●北海道水田農業の確立を求め
る請願

請願者

・佐呂間町農業協同組合

組合長理事 武田弘道

・佐呂間町農民同盟

執行委員長 柳部秀雄

意見書

●北海道水田農業の確立を求め
る意見書

原案可決

提出議員 川又、福田、中谷

千葉(清)、定久

為広議員

●国鉄清算事業団職員救済に關
する意見書

提出議員 川又、福田、室井

中谷、千葉(清)

為広、田宮議員

一般質問

三月十三日から二十三日まで開かれた第一回定例町議

会において七名の議員が質問をしました。

そのあらましは次のとおりです。

行財政

★ふるさと創生

事業につて

○香川議員

当町においてもこの事業につ
いては、広く町内より意見、ア
イデア等を求めて、現在色々と
検討されておられるところであ
りますが、一億円の中から一部
他町村との交流にもと思います

が、具体的にどのような事と申
しますとなかなか難しいことで
はありますが、現在進めており
ます東京在住の佐呂間町関係者
との交流、東京区部との交流、
東京の(都会の)子供達の体験
の場の提供、パーマ市との交流
その他文化的な交流もあると思
われますが、具体的な方法につ
いては色々と検討の必要がある
と思います、如何なものとし
ようか、理事者のお考え方を
聞かせ願います。

○町長

ふるさと創生でございますが
ご承知のとおり、ふるさと創生
事業として、六十三年度二千万
円、今年度八千万円、合計で一
億円の交付がなされたところで
ありますが、町といたしてもこ
れらの用途についてのプロジェ
クトチームを結成し、全町民を
対象にアンケート、アイデア等
を募集し、現在集計作業に入っ
ているところであります。

ご指摘のような、いわゆる基
金として広く不特定多数の町民
が国内はもとより、海外との交
流を図り、教育、文化、産業の
資質向上とご提案であります
が、今回のアンケートの集計の
中に、そのご意見を加え検討さ
せていただきたいと思っております。

★町長施政方針に

ついて

○福田議員

(1)「財政運営に当たり、ハード
面よりむしろソフト面に重点を
おいた町づくりを実施したい」
とされておりますが、行政にお
けるハード面、並びにソフト面
の定義を明らかにしていただき
たい。

○町長

(1)ハードウェア行政とは、一般
的には形の上で目に見え、物的
施設中心の考え方に深くとらわ
れたものを重視した施設に重点
を置いたものを言い、一方非物
的側面が中心となり、サービス
を中心とした創造的、あるいは
弾力的な発想が生まれてくる福
祉、教育、スポーツ、文化面に
重点を置いた考え方をソフトウ
ェア行政と言われ、その辺の判
断をしながら使わせていただい
ております。

○福田議員

(2)「新長期町総合計画の策定準
備をすすめる」とされております
が、町長は、昨年度第三回定
例町議会でのこの計画に対する質
問に「今年度中に準備を行い明
年度早々に骨子をつくり、議会
はもとより広く町民の意見をく
み上げ、計画の実施に当たる」
と答弁されております。

計画の骨子は別としても町総
合振興計画策定審議会の構成、
及び計画作成日程(手順)等す
でに構想はできていると思われ
ますが、伺います。

○町長

(2)新長期総合計画の策定準備の
件でありますけれども、一応計
画といたしましては、平成二年

の十二月定例議会で承認をいた
だくような方向で作業を進めて
まいりたいと考えております。

現在の計画策定日程としては
五月頃庁内における総合計画策
定委員会を結成し、七月頃には
議会、各種団体及び町民の参加
のもとに総合計画策定審議会の
結成の運びと考えております。

それと並行して、今年の四月
から十月の間に、本町における
現状と課題を整理し、十一月か
ら平成二年二月の間には基本構
想の作成に当たり、平成二年二
月ころから七月ごろまでに基本
計画の作成をいたしたいと検討
しておりますが、審議会等には
議員の皆さんにも、それぞれご
協力をお願いしたいと思ってい
ます。

○福田議員

(2)長期計画については、時代に
既応した計画をつくるため、広
い見地から佐呂間町の実態を十
分見極めた上で、計画が立てら
れるべきであり、やはり町外の
知識者、或いは研究者、こうい
った方々の意見も聴取しなけれ
ばならないと思うわけですが、
そういうことを考えますと、先
程説明がありました日程ではど
うか、非常に疑問な点が多いわ
けです。

何はともあれ全力を尽くして
立派な将来展望に立った計画が
つくられなければならないと思
いますけれども、この点につい
ての考えを再度伺いたいと思
います。

○町長

(2)長期計画についてであります
けれども、前回と同じような形
というのではなく、今取り進め
る計画の中で、骨格的なものを
参考にしていきたいと思ってい
る、その内容についても決まし
て前回にこだわることなく、十
分検討してまいりたいと思え
ております。

また、町の現状を十分把握し
た中で、その資料を専門家に分
析してもらうことも考えて参り
たいと思っております。

★予算編成について

○福田議員

(1)産業行政について

基幹産業である第一次産業、
及び商工業の振興について種々
述べられておりますが、いずれ
も努力目標としては理解できま
すが、これが具体策としては、
必ずしも明確でないと思われま
す。

具体的な所信をお伺いたし

ます。

○町長

(1)今年度における、産業行政に
ついての努力目標の中には、予
算化できないものもたくさんあ
り、これらについては、今後、
各種団体とも将来的な展望に立
ち、計画を立案しなければなら
ず、色々と策を持って各種団体
に働きかけていきたいと思え
ております。

予算に計上いたしました事業
につきましては、この事業計画
が昨年の九月から引き続き関
係上、それ以前にやらなければ
ならない作業があったわけであ
り、けれども、前町長と新町長との
バトンタッチがありまして、本
年度は色々な面で着手がくれ
たと思えます。

今後は、各関係ともバランス
のとれた協力体制を持ちながら
平成二年度におきましては、計
画立案をしてまいりたいと思え
ております。

○福田議員

(1)産業行政についてですけれど
も、この中の受精卵移植につい
ては、各町村ご存じのように、
雄武町ではもう実用化に入っ
ており、紋別市は一昨年から遠軽
町においても、興部町、西興部

村、滝上町も今年度予算づけを
しております。

これから関係団体と協議する
ことはもちろん必要なわけであ
り、けれども、既に、共済、農協で
は技術者が自主的に研究を進め
ているわけですから、町がこの
問題にタッチしないということ
にはならないと思います。

自主的に研究している方々の
研究費助成ぐらいは、配慮がな
されるべきではなかったかと考
えますが、対応についてお考え
をお聞き致します。

○町長

(1)人工受精卵移植については、
関係者に町の方から協力を申し
入れた経緯もありますが、管内
の実情も十分把握し、行政が手
伝うとすれば、どういう形が理
想的なのかを十分調査し、酪農
家の方々の意に沿うようなもの
に、進めてまいりたいと思えて
おります。

○福田議員

(2)道路整備について

本町の道路、橋梁整備は、管
内外町村に対して改良率におい
ては、かなり進んでいるものの、
舗装率、橋梁永久橋比率におい
て最下位に属しております。

本年度新規に八路線の改良舗

装工事に着手されますが、今後
の整備計画をお伺いいたします

○工営課長

(2)道路整備の問題については、
舗装率、永久橋率ともにご指摘
のとおり管内的にかなり低いと
ころに位置しているところでご
ざいます。

今後の整備計画についてで
ございますが、現在、自治会要望
が二十五路線で、延長が約四十
二キロメートル程ありまして、
これらの路線と町が必要と思わ
れる路線を含め、今後、制度に
のれるものと、のれないものを
検討し、また、町単事業でやら
なければならぬものとの振り
分けをし、町の財政事情も勘案
しながら施行の順位を決めて長
期計画にのせて実施をしてまい
りたいと考えております。

○福田議員

(3)一般会計予算について

前年度当初予算に対し十一・
四パーセントの減額予算であり
ますが、

①このことが町内経済にどの
ような影響を及ぼすとお考え
でしょうか、お伺いいたしま
す。

②また、財政運営につき、経
常費の増加の要因をお伺い

たします。

○助役

(3) ①元年度予算につきましては前年対比十一・四パーセントの減額となっておりますが、過去五年間の当初予算について対比をしてみますと、昭和六十三年度の予算が特に突出して多かったことがうかがえるわけでございますが、過去五十九年からみまると、元年度予算が必ずしも総体的に少なかったということではないと考えております。

昨年度の予算におきましては佐呂間小学校、若佐コミュニティセンターの建設といった非常に大きな上物に事業費がかかり予算が突出していたのではないかと考えられます。

それで、これら公共事業が町内に与える影響として、昨年の発注状況を調べてみますと、町外業者に三十六パーセントぐらいい、町内業者においては六十四パーセントの十億八千万円が発注されております。

本年度の公共事業費十一億千七百万円を見ますとき、特に大きな上物はなく、比較的、町内業者ができる事業が多いのではないかと、このことから勘案いたしますと、公共的な事業にお

ても平年度化された事業の発注が為されるものと考えられ、町内経済においては、余り大きなダメージを与えない形で、公共的な事業を施工できるのではないかと考えております。

②経常的経費については、対前年比で一・四パーセント増となっております、このうち一番大きなウェイトを占めておりますのが人件費でございます、人事院勧告に伴う職員の給与改定定昇分と特別職の給料と報酬改正に伴う増と、更に収入役の給料も予算に計上いたしましたことにより人件費増の大きな要因ではないかと思ひます。

そのほか、物件費といったしまして、対前年比で七・二パーセントの増になってございますがこのうち大きなものといったしましては、物件購入にかかる消費税関連の経費となっております。

それから、次に大きなものは補助費等が対前年比四・三パーセントの伸びになっており、公債費においても一・七パーセントの増となっております。

また、本年度より町有林とバス会計を一般会計に併合しましたので、これらも経常経費の伸びた要因と考えられます。今後、財政運営に当たっては

極力経費の節減に努め住民サービスの低下につながらないよう配慮をいたしてまいりたいと考えております。

○福田議員

(3) 予算についてですが、昨年度が突出していたということも理解をするわけですが、予算というものは、やはり凹凸が激しくは、問題があるわけでございます、昨年度のように一挙に工事が増えるとなれば、町内業者が受け切れず町外業者にということになるわけですから、やはりその点については配慮も必要ではなからうかと考えますので、再度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○町長

(3) 明年度からは、余り年度別にばらつきのないような計画に基づいた予算編成を進めてまいりたいと考えております。

★湧網線代替バスの運行について

○定久議員

(1) 代替バスの運行が始まってから約二年になるわけですが、網走バスの乗客利用状況、また、走行に要する時間等もわかった

と思います。老人や通院の方々よりバス停が遠くて、との声が多く聞かれます。

客の要望で乗下車できるようにできないものかと考えますがバス停以外の所で臨時停車できないものかどうか伺い致します。

(2) 若里のバスで通学されている父兄より、小学生が午前で授業が終わっても十三時二十八分までバスがないし、また、中学生高校生がクラブ活動等で遅くなり十七時三十三分に遅れると帰るバスがないので困るとの話がありました。バスの利用の多い通学生の利用しやすいように時間を変更するよう交渉できないものであろうか伺い致します。

○助役

(1) 湧網線代替バスの途中フリー乗降についてでございますが、これにつきましては、色々な条件があるわけでございます。

①関係市町村との合意が必要で、申請をしなければならぬ。

②途中どこでもとるという形になるため、道路の幅員がある程度確保されなければならず、道路管理者との協議が必要である。

③国庫補助金との絡みで、フ

リーバス運行により生じる経費の増加分については、補助対象とならない。

以上三点の問題を解決しなければならず、更に、陸運局に申請をし、認可を得るといったことで、現在のところ停留所停車という形でなっているわけでございます。

ただ、老人の方の通院だとか常時そういう通院が続くという特定な場合には、以前、特に町の方からお願いをして、とめていただくという方法をとった例はございます。

今後検討する必要があるかと思ひますが、現段階においては、各市町村との話し合いの結果、途中乗降を行なわないという形で進んでいるのが現状でございます。

(2) バスダイヤの変更の件でございますが、ご指摘の小学生の時間帯については芭露で接続するバスがあるため、このバス時間を早めることは、なかなか困難であると論議された経緯があると思ひます。

また、中学生、高校生のバス時間帯についても、現段階のダイヤを変更するとすると全体的な見直しをしなければ、その最終バスをおくらせたりすることも出来ませんし、このバスの時

農業

★牛肉等農作物

自由化に備え農業 振興方策について

○室井議員

牛肉が一九九一年から自由化されることとなったが、その影響は酪農、その他畜産にも大きく及ぶと言われている。

また、政府が昨年二月に打ち出した「第二次酪農、肉用牛近代化基本方針」では、

○生乳、肉用牛の生産コストを二・三割引き下げし価格の引き下げを図る。

○輸入の拡大を図る等極めて厳しい情勢にあります。

酪農主体としている本町としてこの状況に対し、一早く対応を考える必要ありと思います。

①酪農のコスト軽減対策として、受精卵移植による乳牛の質の向上に対する資金、利子補給。

②地力増進と先端技術の導入

③その他、自由化対応のための農業振興プロジェクトチーム、又は専門委員等の設置など。

とも協議をいたしまして利用状況調査の上、関係市町と再度協議をいたしたいと思っております。

★消費税導入の場合 の本町財政に与える影響は

○千葉（四）議員

消費税が導入されると、一般町民、特に農業、商店、中小企業、低所得者、そして、本町財政への影響が心配されるが、町長の見解を伺います。

○助役

消費税の問題については、消費税そのものにかかる問題点と町財政に与える影響と大きく二つに分けてお答えをしたいと思います。

まず、町民への影響ということで考えますと、この消費税は国民の消費に対し広く薄く負担を求めるといふことで、その負担を消費者に転嫁するという税制度でございます。高所得者も低所得者も同等に税の負担をするという水平負担の税制ということになるかと思いますが、従来の富の分配に応じた負担を建前とした、いわゆる直接税の方法からいたしますと、まさに負担の変更は生じる税制である

と私は考えます。いずれにしても、町内において行なわれる取引となりサービスには、何らかの形で三パーセントの税が転嫁されていくことにおいては、町内経済界に与える影響はかなり出てくるものと考えられているわけでございます。

次に本町財政に与える影響でございますが、従来、地方公共団体が納税義務者になるということとはなかったわけでございまして、この消費税は民間とひとしく地方公共団体も一人人とみなされ、納税の義務が生じてくるわけでございます。

それで（税制改正による）本町財政への影響として平成元年度の予算を調べたところ、才入においては、町税、地方税で大体四千万円くらい、たばこ消費税、電気税においては二千八百万円くらい、また木材引取税は廃止の関係でそれぞれ減税ということになるかと思えます。それに振りかえて消費譲与税が消費税の二十パーセント、約二千八百十九万円、更に地方交付税にも算入されて交付されます。次に、消費税分として収入されるのは、一般会計では使用料百六十八万四千円、木材売り払いの関係で三十四万六千円で、

特別会計では、水道料、と場使用料等で三百七十万円ほど入ってくるであろうと見ており、才入では、全体的に相殺いたしますと、一千万円程度のマイナスになるのではないかとというふうに見えています。

また、才出の面で見ますと、町が購入いたします物品、工事発注については全部、消費税三パーセントを負担することになり、その額がおおむね一般会計においては、四千七百万円程度特別会計で二百七十万円程度が消費税として支出される加算分となるかと思えます。

それらを合わせますと、消費税による財政的影響は、六千万円程度になるものと思われまして、推計の域を出ませんので今後財政運営の中で見守りながら特に経常経費の節減に努めなければならぬと考えております。この様なことで、消費税導入に伴い、町全体には税負担が出てきますし、物価への影響も心配されるところですが、町の経済はもとより町財政においてもそれぞれ影響が生じてくるものと思われまして。今後の町内の経済情勢、あるいは財政運営について、消費税の動向を見ながら判断せざるを得ないものと考えております。

間を変えることによって、他の地域で影響の出る区間ができるというようなことで、バスダイヤ編成の際、関係町村協議の上現在のバス時間が決められたのでございまして、ご要望のあった件については、今後機会があれば話し合いをしてみたいと思いますが、現状では困難でないかというふうに考えております。

○定久議員

フリー乗降ができないというのであれば、利用客の多いところに臨時停車ができないものか。バスの場合、乗降客がいなければ通過するわけですから、停車する場所を増やしたから時間がかかるということにはならないと思います。病人、通学する生徒の便を図ってもよいのではないかと考えますが、再度お伺い致します。

また、時間の問題ですが湧別町は通学等はすべて町営バスで行なっているわけで、乗り継ぎ対象者はほんの少ない人だと思われまして、話し合いの上、改善していただきたいと思いますが再度お伺いします。

○助役

バス時間と、フリー乗降の関係につきましては今後網走バス

以上、三点について考えては如何か。

○町長

①酪農のコスト軽減対策として現在、海外はもとより国内においても受精卵の移植が普及されておりです。

町内におきましても、昨年から取り組みがなされ、五頭の供卵牛から二十七個の採卵に成功し、新鮮卵、凍結卵の二つの方法で十一頭に移植を行なっております。

これらにかかる経費については、現段階において、明らかではありませんが、訓子府の家畜改良事業団の話では、一頭当たりおよそ十万円程度の費用がかかるだろうと推定されております。

管内においては、雄武町、紋別市、湧別町、北見市などが、既に町や市の助成を行なっており組んでおります。

本町においても、この件につきましては、前向きな姿勢で取り組みたいと考えており、農協共済等のスタッフとも十分検討しながら、今後の計画を立案してまいりたいと思っております。②地力の維持増進についてであります。農業基盤整備事業のほかに、堆肥などの有効活用を

考えなければならぬと思っております。

町内の農業の実態は酪農が中心で、そのほかに大規模な肉牛肥育農家もあり、かなりの堆肥が副産物として生産されており、すが、これらが理想的な形で利用されていないのが実情だと思われま。

一つには、かなり町外に売られているという実態があり、また、大半が未熟のまま畑に施されております。

また、木工場等の木皮も未利用であり、水産加工場における廃棄物の未利用などが挙げられます。

これらをもう少し、有効活用するならば、もっと地力の維持増進に行立つと思ひます。

今年は、農協・普及所も土づくりに力を入れていくと聞いておりますので、これらの資源を理想的な形で土に戻すべく、それぞれの対策を考えてまいりたいと思っております。

また、このような土づくりによって高級野菜等をつくる場合における先端技術の導入等についても、関係機関と十分検討しながら、今後の町の農業のあり方を考えてみたいと考えております。

③貿易の自由化を目前にして

日本の農業はどのように対処すべきかということがございますけれども、これは非常に大きな問題だと思っております。

早急に、農協、農業委員会、町などが、現在の農業の実態を十分把握した上で、新たな時代に向けての農業の振興を目指し各関係機関の協力、また研究室あるいは大学等の頭脳も導入しながら、プロジェクトチームなり、専門委員会などの組織を確立して、今後、計画的な行政を進めてまいりたいと考えております。

★農業委員会よりの

建議について

行政の考え方と

対応は

○川又議員

農業を取り巻く情勢は、承知の通り農畜産物の自由化の問題、米、麦、牛乳、本道の基幹作物の価格の引き下げ、その他農畜産物にしても需要の伸び悩みと価格の低迷、作付制限等極めて厳しい事態に直面しているし、農業政策全般の見直しが行外から強く求められている時である。このような情勢の中で、地域農業が生き残るには農業生産構造の建直し、或は新たな発想の

もとに地域農業振興に必要な推進体制を確立して、足腰の強い農業を育成することが重要な課題である。

農業者の積極的努力も喚起しながら、長期的視野に立つて行政の立場で関係機関を含め、岐路に立つ農業を守り、育てる努力を願って、三項目をあげて建議がなされているが、行政の対応について伺いたい。

また、特に新規作物の導入と特産品の開発への取組については、短期間でできるものではなく、長期間の研究と努力が必要であり、地域に則した地場産品の開発試験研究に取り組むプロジェクトチームの設置の要望がなされているが、これが推進体制について町長の考え方を伺いたい。

○町長

農業委員会からの建議書につきましては、十分検討させてもらったわけですが、この問題の中身が非常に大きく、また重要であるということとらえております。

農業に対する考え方が非常に厳しく、これが今の日本農業を代表した農民の声ではないかというふうにとらえております。町の十か年計画とも合わせな

がら考えていかなければならぬ問題だと思っておりますが、内容を検討するためのプロジェクトチーム、或いは専門委員会など異業種間の協力を得たり、或いは地方組織を十分活用する中で、各関係機関との対話と協力を求めながら進めていかなければならぬ大きな課題と考えこの資料を十分参考にさせてもらい検討してまいりたいと考えております。

○川又議員

担い手確保と高齢者対策の関係であります。後継者の花嫁対策について、現在どういうことを考えて実施しておられるのか、これらについて具体的なものがあれば、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○産業課長

本年度は、農業後継者の方々の意識調査を実施し、その結果を踏まえ対策をたててまいりたいと考え、現在その意識調査の内容を検討しているところでございます。

○川又議員

自給肥料の関係、地力維持の関係について、いまだに家畜のふん尿等も十分活用もされてな

い。また、ホタテのうろの対策だとか農家の土地に還元して増進させていき、そのことにより金肥の負担も軽くしていくというふうな方策もとらなければならぬと思います。自給肥料ふん尿の今後に向けて、これらの施設だとか十分活用できる体制が必要ではないかと思ひます。考え方をお伺いいたします。

○町長

自給肥料の有効的な活用ということで、堆肥を完熟させるための大きな場所を確保して、そこに色々なものを積んで一年ないし二年ぐらいおけるような場所が必要ではないかと農協とも協議しまして町としても協力したいと考えております。

また、水産物の加工廃棄物、ホタテのうろについても、こういうものを無臭化し、粉末にする肥料化の方法があるということをお聞きしまして、資料ももらっておりますが、これら実際に機械の実態であるとか生産の状況についても十分検討してまいりたいと思います。

○川又議員

基幹作物は制約を受けたり、面積にも制限されたりという状況ですが、消費動向、更に流通

問題を十分調査し、高齢者等でもつくれる新たな作物の開発とこれら施設等についても考えていかなければならないと思ひますが考え方を伺います。

○町長

高齢者対策につきましては、収量の高い高収益野菜を、これは、二反ぐらいの土地にハウスをつくって、健康的な汗を流しある程度の小遣いもとれるといった作物を検討したいと思ひます。

ただし、これらはある程度収量がまとまらないと市場性がないうということ、グループでやつてもらうというようなことも十分考慮に入れながら、また、これらが新規作目開発の一つにもなるのではないかと検討いたしております。

★農業振興

対策について

○定久議員

町長は、施政方針の中で国際競争に打ち勝つためにも今こそ足腰の強い農業経営基盤の確立を図り、畑作にあつては地力の増進、酪農は乳質改善と品種の改良と述べておられるが、地力の増進についてどのようにしよ

うと考えておられるか。また、乳質改善については、現在のところ細菌については大分成果が上がっているが、体細胞については現状にあつて対応がでかかぬて酪農家の大半が困っているところですが、どのような対策を考えておられるか。

また、今後、品種改良についてどう考えておられるか、具体的に伺いたいと思ひます。

○町長

地力増進については、室井議員、川又議員への答弁の通りでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

乳質改善については、関係者の努力により、かなり成果が上がっているという報告を聞いております。

細菌数においては、管内平均からみると良いわけですが、全道平均から見ればまだ悪いという数字が出ております。

体細胞については、町内は低い値を示しておりますが経済的損失が非常に大きく、酪農家の大きな課題となっております。

体細胞については、乳質改善を定期的に行ない、早期発見、早期治療に努めることが最も大切な処置であろうかと思われま

この乳質改善の、より密度の高い内容でやっていただくことにより、酪農家の抱えているこの問題の解決の糸口にもなるのではないかと考えております。

次に品種の改良であります。現在の科学技術の粋を集めた人工受精卵移植が、非常に効率のよい高能力牛への改良と思ひておりますので、ぜひとも町としては前向きに取り進めてまいりたいと思ひます。

○定久議員

土づくりのことですが、いわゆる自然食品をつくるのが、今後の課題だと思ひますが、町長もそのことに対して関心を持たれて進めようとしておられるようなので、今後も大いに前進的に努力していただきたいと思ひます。

また、乳質改善の体細胞の件についてでございますが、潜在乳房炎にかかった牛の淘汰が一番早いわけですが、牛を淘汰するとすると、今の制度では経済の対象となる牛ですといわけですが、そうでなく淘汰の現制度だけで経済的になかなかできないわけでありま

す。そういうことで、これらに類した何か制度はできないものかお考えを聞かせていただきたい

と思ひます。

次に品種改良の受精卵移植のことですが、今後の進め方としては、これが最高だと思ひますが、品質を改良し、たくさん乳を搾る牛ほど事故が多くなることがあるので、試験段階で、これらデータがありましたら、お聞かせいただきたいと思ひます。

○町長

土づくりの件につきましては今後とも皆さんの知恵を拝借しながら検討してまいりたいと思ひております。

それから体細胞のことなのですが、すけれども、乳検とか乳質改善の事業が早く見つけて淘汰する段階の指針になるだろうと思ひを持ってありますが、将来的にも大きな問題となるとすれば、農協等も何か考えなければならぬだろうと思ひますし、また町としても対応をどうするか、双方で考えてみたいと思ひております。

いずれにしても、関係機関にも働きかけながら進めたいと思ひております。

それから、受精卵移植についてであります。これも、まさしくおっしゃるとおりで、余り無理をかけないでも、十分やつ

ていける牛に改良していかなければならないわけでありまして改良の段階においても、色々な状況も加味して、供卵牛についても十分検討しながら改良していかなければ意味がないだろうと思っております。

★地場生産物の町内 の加工について

○千葉(四)議員

町内の高級野菜が相当量町外で加工され、生産者のコストの面でマイナスになっております。たとえば、アスパラ、スイートコーン、馬鈴薯、人参等、今後高度技術の導入による生産の増強をはかり、生産者の立場に立って地場加工体制を確立し、厳しい農業の危機を乗り切ることに行政に与えられた責任であると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○町長

これらについては、ご指摘のとおり、町内で生産された作物がかなり町外へ加工用として流れているのが実態でございます。これらの加工については、付加価値が期待されるところでありますが、計画栽培による一定の集荷も大きな課題であろうと思われ

ます。そんなことから、加工場施設の建設については、一定の作物数量確保の問題もあり、各機関と十分協議を行ない検討してまいりたいと考えております。

福祉・衛生

★リハビリセンター

の建設について

○香川議員

全国的に人口の老齢化が進み本町も非常に高齢者の比率が高くなって来ており、最近では食生活の変化によるものか、比較的若い方々まで体の不自由になる方々が増加され、本格的なリハビリが早期に行われれば社会復帰もと思われる方々も多くおられるように聞いております。

当管内でもこのような施設が少なく、また、指導の先生も不足であると聞いておりますが、当町においても施設の建設を検討されてどうかと思っておりますが町理事者の考え方をお伺い致します。

○町長

町内において、リハビリが必

要な方々は、高齢者のみならず脳卒中後遺症等で苦しんでおられる方も多いと聞いております。このような方々が社会に復帰するための第一条件は、専門的に知識を持った指導者による、正しいリハビリだと言われております。

町といたしては、これらの対策のために厚生連を初め遠軽保健所等にその指導及び、理学療養士の派遣を願っていたところ技術者の派遣は可能であるとの返事をいただいております。

したがって、今年度よりリハビリの指導が行なわれることとなり、リハビリ教室が開かれるものと思われま。

その結果を見ながら、リハビリセンター建設について検討してまいりたいと考えております。

★ごみ処理について

○千葉(清)

ごみ処理については、町内上地区にもう一か所設けてはどうかと質問いたしました。その後、場所について問題があると思っております。

仮に適当な所があったとしても、一定の期間で満杯となればまた、場所について問題が出てくるので焼却炉を造ってはと思

いますが、一時的に財政負担となりますが半永久的な施設を考へてはと思いますが、考え方を伺います。

○民生課長

ごみ処理の場所について、上地区の町有林内の沢の現地調査を行なったところでございますが、沢の中で埋め立てをする場合、汚水関係の処理を考えなければならぬということでございます。まして、埋め立てが可能であろうという大きな沢についてもこの汚水関係がございまして、現在、最終の詰めには至っておりません。

また、焼却炉を造ってはどうかというところでございますけれども、管内にも雄武町、湧別町におきまして、焼却炉を設けて実施しているところがありますので、今後どのような取り扱いでやっているのかを調査し、佐呂間町におけるごみ処理体制の基本的な考え方を検討してまいりたいと思っております。

○千葉(清)議員

焼却炉であれば、余り大きな面積でなくても、可能ではないかと思われまして、早い時期に設置するようなことで検討してほしいと思っております。

また、焼却炉の場合、燃えるゴミと燃えないゴミとの分別が必要と思われまして、その選択方法も考える必要があるのではないかと考えられます。

町内の一般業者が建築物を解体した場合、自分の会社で捨て場を持っているところはいくつありますが、そうでないところについての指導はどうなのか、お伺いたします。

○民生課長

現在の幌岩の処理場におきましては、仕分けをして投げている状態ではございません。

また、住宅等の取り壊し等による廃棄物は一般廃棄物と区別をいたしまして、産業廃棄物として、業者自体で処理をしていただくことで指導してございます。

なお、一般の方々が自分自分の家を壊して出た廃材については、一般廃棄物として幌岩の捨て場に投げられることになっております。

これからの検討事項になりますが、焼却方法をとる場合には出す段階から、燃えるゴミ、燃えないゴミと分別をさせていただき、収集方法についても、現在の一括収集ではなく、燃えるゴミの日、燃えないゴミの日と分

けた方式をとらざるを得ないというふうに考えております。

いずれにしましても、先進地の状況を見まして、よりよい方向で進めてまいりたいと考えて

道路・簡水

★道路整備について

○千葉(清) 議員

町内の道路整備は、道営事業団体営土地総事業等によりかなり改良整備されています。したがって、舗装工事も進んでおりますが、未改良路線もまだかなりあります。末端では飼料タンク、タンクローリー等大型車も多く通るようになり、路肩より落ちることも度々あるように聞いております。今後少しずつでも整備されたいと思いますが、町道路線整備についての考え方を伺います。

○工営課長

基盤整備事業にのらなかった道路の問題も含め、更に内容を検討いたしまして、長期計画にのせながら実施をしてまいりたい

と考えております。

○千葉(清) 議員

事業完了地区内の更に整備されていない道路については、制度にのせることは不可能ではないかと感じるわけで、このような小さな規模でも、事業にのせるのかお伺いいたします。

また、ほかの町村との関係ですが、たとえば瑞穂、栃木間の道路については、通行量もかなり多いわけですが、道幅が狭く危険ですが、留辺蘆町の方はある程度整備されているようです。そういったものを事業でできるのかどうか、また、そういうところがまだたくさんあると思いますが、これらの関係についてもお伺いいたします。

○工営課長

道路整備は今まで基盤整備事業が主でありますから、今後は道路単独事業で、どれくらいの事業量で採用できるか、路線ごとに検討する必要があると思っています。

また、隣接町村との関係でございますが、これは広域農道整備事業という制度がありましてこれは隣町との協同性も必要になってまいります。今後それらも含めて検討してまいりたい

と思います。

★道路整備について

○定久議員

(1) 今年の計画に継続事業の促進と、新規事業八路線の改良や舗装工事が着手されるようですが六十三年度までの町道改良舗装率、改良率、その他それぞれの距離と割合について、また、近隣町村との比較についてもお伺い致します。

○工営課長

(1) 福田議員の質問で回答省略。

○定久議員

(2) 畑総等で改良済みの道路の舗装についても、改良舗装も含めて必要度の高い所から進めたいとのことでしたが、今後に向けての計画についてお考えをお伺い致します。

○工営課長

(2) 舗装の問題でございますが、これもかなり要望もあります。町としても必要と思われるところもございしますので、それらを一応検討いたしまして、制度にのれるものはのせていき、制度にのらないものについては、町の財政を検討しながら進めてま

いりたいと考えております。

○定久議員

(3) 町道であっても昔造られた道路は道幅が狭く、農業機械が大型になり、拡幅が要望されるわけですが、畑総等で計画されなかった道路の管理を今後どう考えられるかお伺い致します。

○工営課長

(3) 未改良道路の問題については交通量、公共性といったことを十分検討し、長期計画にのせて推進したいと考えております。

○定久議員

(3) 道路整備の問題ですが、今まで補助にものらなかった道路にも、整備をするための制度があるものかどうか、また、制度がなければ改良という大げさなものでなくて、側溝整備拡幅と現状のように砂利を敷くという方式でも早く進める必要があるのではないかと考えますが、再度お伺いしたいと思っています。

○工営課長

(3) これらについても、未改良道路を調査いたしまして、内容を十分検討の上、町の機動力でできるものについては、その都度

進めてまいりたいと考えております。

★水源確保について

○福田議員

(1) 佐呂間簡水について前年度約一割の利用増があったところですが、各簡水、各営農用水の今後の推移について、いかなる見通しを持たれているかお伺いいたします。

○工営課長

(1) 去年は大体一割ほど多くなっておりますが、この要因を分析してみますと録館ができてから急速にふえており、八月下旬ころから十二月の五か月がかなり突出した給水量になったわけでございますが、この一月二月には、大体平常の給水量に戻っております。

今後の見通しでございますがこれから増えてくるであろうと思われるのが、農産、畜産、あるいは水産加工場の施設等によつての増加、今後計画されるであろう下水道、浄化槽の施設によつての利用増があるのではないかと推測されております。営農用水の関係でございますが、これについても浄化槽等の施設が考えられますが、大きく

ふえる要因はないものと推測をしております。

○福田議員

(2) 前年第四回定例町議会において行政報告のありました営林支局との協議の件は、本町の水源状況からみて極めて重要な意見を持つものと理解します。

① 営林支局の施設計画を資料をもって明らかにされたい。

② 水源涵養林内の伐採と水源涵養の相関を資料をもって明確にされたい。

○助役

(2) ①十二月定例議会におきまして、町長の行政報告の中で営林支局との第五次北見地域施設計画についての説明があったというところの報告をいたしてございますが、この内容については昨年十二月二日北見営林支局へ関係町村が集まりまして、北見地域施設計画第五次の施設計画について概要の説明があったわけですが、これはあくまでも説明ということで、協議ということではございませんので、説明という形で出された国有林野の将来の十か年計画（平成元年（平成十年）の基本的な計画についての文書表現によるものでこれらにつきましては、町村地

域別に細かい十か年間の伐採計画だとか、数量については一切公表されてないのが現状で、資料については提出することが出来ませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○福田議員

(2) ①水源についてですが、その年に切る伐採量を春になってから教えてもらうというような対応でいいのかどうか、根底にあるのは森林伐採と水源涵養でなからうかと理解するわけでありまして、営林署の計画を資料をもって提出していただきたい。

木を切つてしまつて、水量が減つたでは意味がないので、その前の段階、森林を切つたらこれだけの保水力が落ちるが、また、これだけ植林するのだから影響がないというような資料は営林署であれば当然専門的知識をもって資料を提出してくれるものと思ひますので、再度営林署と協議され資料を提出していただきたいと思ひます。

○助役

(2) ①北見地区施設計画の第五次施設計画の地元説明会の資料でございしますが、お手元に配付しましたので、ご参照いただきたいと思ひます。

平成元年度の伐採計画等については、林野庁の承認事項でございしますので、四月以降には公表していただくよう約束をいたしておりましたので、四月以降になりましてから林政懇談会を持ちたいと思つておりますのでその際には資料をいただけるものと考へております。

それから第五次計画に基づく佐呂間営林署の十か年計画の数字についても、資料を提出していただけるように要請をしてまいりたいと思つております。

このような状況でございしますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○工営課長

(2) ②伐採と水源涵養の相関の関係でございしますが、現況では提出するほどの資料がございせんので、一応調べた数字でお答えいたしたいと思ひますが、佐呂間簡易水道につきましては、昭和三十三年から昭和三十四年度にできたわけですが、このときの水利権の水量が、四千百九十九トンで、その後五十一年、五十二年にこれらの見直しをいたしまして、総体で七千二百トン、そのうち水道で利用できるのが千トン、かんがい用が五千四百四十一トン、あとは河川維

持水量という許可となつてゐるわけでございます。

そこで、最大渇水時の八月に水量調査を三十日間実施したわけでございますが、日量千九百四十八トンが観測できたわけでございます。

それで過去の水量調査結果を調べてみましたら、五十二年八月が二千七百八十八トン、五十二年八月が二千五百五十六トンということで、漸減の形になつておりますが、その年の雨量とか色々な状況からこういう数字になるということでございます。確実にこれが減つてきているのかどうか疑問もございまして、それで、伐採との関係でございしますが、佐呂間簡水をみますとその流域面積が九百六十一・一一ヘクタールで、この蓄積量は、十七万五千二百六立方でございます。

この林班の伐採実績は五十六年から六十三年までに伐採された材積が一万七千九百六十立方メートルにしますと八十九ヘクタールということでございます。

それで、水量調査の水量とこの伐採の因果関係については、今のところはっきりした相関関係については、明解に出ないものでございまして、水量調査を今後も続けてまいりたいと考へ

ております。

○福田議員

(2) ②水源涵養林内の伐採と水源涵養の相関の資料については、今議会中に出せないかどうか再度お伺ひ致します。

○工営課長

(2) ②営林署からの六か年間の水源涵養林の内部の伐採実績の資料であれば提出することが出来ます。

また、水量調査の実績ですけれども、これは、今後渇水期の水量調査を積み重ね、その後どういふふうな形になるのか掌握したいと考へております。

市街地内の空地の整備に御協力を!!

●市街地内で未整備のまま放置され雑草等がおい茂っている空地が見受けられますので、所有者の方は草刈等整備につきましてご協力をお願いします。

まちの話題

佐高生奉仕活動

～キャンプ場ゴミ拾い～

五月十一日と六月二日に佐呂間高校生によるキムアネツプのゴミ拾いが行われました。

これは、同校の勤労体験学習の一環として実施されたものでキャンプ場の本格的な利用を前にして、美しいサロマ湖を楽しんでもらうために、総勢三百五十名の生徒により、キャンプ場を中心にゴミ拾いを行い、みちがえるほどきれいになりました



姉妹都市から

教頭先生来町

六月十七日、姉妹都市パーマ市から、パーマ高校教頭のエリック・ヘンダーソン先生が来町し、十日間の滞在期間でしたが佐呂間町の生活を楽しみました。ヘンダーソン先生は、学校で農業関係を教えており、本町滞在中は町内の酪農家や高校の授業風景を見学しました。

また、滞在期間中に開かれた「はまなすユースフェスト」や「家畜まつり」にも意欲的に参加し町民の方とのふれあいの輪を広げていました。



佐呂間町戦没者

慰霊祭

戦没者慰霊祭が、六月二十五日町民センターにおいて、ご遺族百二十名、来賓役員五十名の参列者により厳粛のうちに執り行われました。

明治以来、幾多の戦役において殉職された、本町出身戦没者の御霊を追悼するための慰霊祭は、自治会連合会と町社会福祉協議会の協力をいただき「戦没者慰霊祭実行委員会」により実施され、式辞奉呈、北海道知事等の慰霊分奉呈のおと、参列者全員が純白の菊花を戦没者の御霊前にささげ、往時をしのび、安らかなるご冥福をお祈りいたしました。



一打一打に歓声

～ゲートボール大会～

佐呂間町老人クラブ連合会主催の第十一回全町高齢者ゲートボール大会と佐呂間ゲートボール協会主催の第三回ゲートボール競技大会が、佐呂間小学校グラウンドで、六月十三日と二十五日行われました。

十三日の高齢者ゲートボール大会では、各老人クラブから三十九チーム、二百五十名の方が参加し、小学生の声援のもと、微妙な駆け引きを交えたゲーム内容となり、一打一打に歓声が上がると白熱した展開となりました。

また、二十五日の競技会には町内各地から三十九チームが参



高齢者ゲートボール大会



ゲートボール協会競技会

加し、選手も五年生の児童から八十六歳になる方など幅広い年齢層の人がプレーしました。試合は、時折強風が吹くあいにくの天候にもかかわらず、日頃楽しみながら培った実力を発揮し、好ゲームが繰り広げられました。

なお、結果は次のとおりです
・全町高齢者ゲートボール大会
優勝 佐呂間Aチーム
準優勝 若佐Dチーム
三位 共立Bチーム
・ゲートボール協会競技会
優勝 共立Bチーム
二位 佐呂間Bチーム
三位 富士土Aチーム

RCクラブ奉仕活動

～老人アパート窓ふき奉仕～

六月四日、佐呂間町商工会従業員会（RCクラブ）による奉仕活動が行われました。

これは、同従業員会が事業の一環として毎年実施しているもので、今回は老人アパートの窓ふき作業を行いました。

この日は、朝から小雨湿りの肌寒い天気のもと、十五名の方が参加し、各室はもとより普段お年寄りの方では手の届きづらい高所など、二時間かけてすっかりきれいになった建物に、入居者の方からも笑みがこぼれていました。

更に従業員会は、今年二十周年を迎えるにあたり、記念事業



として桜の木の植樹や案内看板の作成を計画しております。

若い世代に残した

開拓のクワ

～幌岩敬老会～

六月十一日、幌岩公民館で幌岩地区の敬老会が行なわれました。

その席上、白寿をむかえられた飯澤平六さんと、米寿をむかえられた本田静子さんに佐呂間町からお祝の記念品が贈呈され堀町長から代理の御家族の方に手渡されました。

全員で記念写真を写した後、地元の婦人会の方が作られた手料理をいただきながら、楽しい一日をすごしました。



ハッスルプレー続出

愛の園運動会

六月二十五日、特別養護老人ホーム「愛の園」の第十四回運動会が、同園ロビーで行われました。

競技は、すべての入園者が参加できるように考えられており家族の方々と職員と一緒に楽しい一日を過ごしました。

結果は、白組が優勝しましたが、運動会終了後、応援に来た家族の方々の会食では、勝敗を忘れ、和やかなうちにすべての日程を終えました。

秋の収穫が楽しみ

～若佐小田植え学習～

六月二日、若佐小学校で田植えの体験学習が行われました。これは、教科書だけでなく、実際に体験し、おぼえてもらうと計画されたもので、この日は、武士の滝邦弘さん所有の田を三アール借りて学習会が開かれました。

滝さんから、田植えの仕方の説明を受けた後、四年生から六年生まで四十九名の児童は単バ



楽しかった日

第十三回 家畜まつり



食べました、おなかいっぱい



ぼくも名騎手

ワァー
かわいいポニー



これはうまそう



当りノ大賞大当り (江渚さん)



町長さん
スタートは
いいですね



大賞はだれの手にも！ (お楽しみ抽選会)

お知らせ

町や関係機関からのお知らせ、行事の案内をのせています。

運転免許証

更新時講習会

▼日時 八月五日(土)
午後六時から

▼場所 町民センター集会室
※講習は、有効期限(誕生日)の一年前から受講できます。
更新手続きは、有効期限の一月前からできます。

なお、受講される方は、免許証、筆記用具をご持参ください
(交通安全協会佐呂間支部)

行方不明者

相談者開設

北海道警察では、八月を「身元確認強調月間」と定め、次により行方不明者相談所を開設します。

相談される方は、捜してほしい人の特徴となる傷、手術痕、ほくろ、あざ等のほか、歯、血液型等についてできるだけ詳しく調べておいてください。
また、調査の手がかりとなるような写真がありましたらお持ちください。
なお、相談所へ来られない方は、もよりの警察署又は駐在所でご相談ください。
▼日時・場所 (北見方面管内のみ掲載)
・八月一日 北見警察署
(〇一五七二四二二五一)
・八月二日 網走警察署
(〇一五二四三二二六七)
・八月四日 紋別警察署
(〇一五八二四二二五一)
(北海道警察本部)

「物価啓発通信講座」の 受講生募集

物価問題に関心をもっているが、仕事や育児などで、昼間の講演会等に参加できない消費者を対象に、通信教育によって物価問題を学習し、家庭生活や地域活動の中に生かしてもらうことを目的とした「物価啓発通信講座」の受講生を募集しています。

▼受講対象者 道内在住者
(但し、過去に受講した方は除きます。)
▼募集人員 全道で百名
▼学習期間 八月～翌年一月
▼学習方法等 受講者は各自、家庭でテキストにより学習します。
▼受講料 無料
▼募集期間 七月二十日まで
▼申込方法 官制ハガキに郵便番号、住所氏名、性別、年齢、職業、電話番号を記入し、申込みください。
▼申込先及び問い合わせ先 札幌市中央区北三条西六丁目北海道生活福祉部消費生活課物価調整係(☎〇一―二二一―四一―一内線三二九三)
社会保険料等の
算定基礎届
事務説明会の開催
北見社会保険事務所では、毎年八月十日までに各事業所から「算定基礎届」を提出頂いておりますが、その届書の記載事務の説明と届出用紙の配布及び健康づくり講演会を次の日程で開催しますので、事業主、又は担

あなたも一口五十万円で 緑のオーナー

植えてから三十年余りたったトドマツの森林を国と共同で育て、樹齢六十五年で伐採して収益を十分にに応じて配分する分収育林事業を大成地区の国有林で行っております。
なお受付期間は、七月十四日までとなっています。
詳しくは、佐呂間営林署(☎二―三二二―)までお問い合わせ願います。

役場人事

(六月六日付)

退職

(工営課長)
主事 諸岡 照男

第3回全町民ゲートボール大会

期 日 7月30日(日) 8時より
場 所 佐呂間小学校グラウンド
参加資格 佐呂間町民であること
参加費 1チーム 500円
申込期限 7月20日まで
申 込 先 老人福祉センター

※お問い合わせ先 老人福祉センター(2-3732)

宮崎正義(2-3916) 神田正雄(2-3070)

第1回町長杯争奪ゲートボール大会

期 日 8月13日(日) 8時より
場 所 佐呂間小学校グラウンド
参加資格 佐呂間町民であること
参加費 1人 300円
申込期限 8月3日まで
申 込 先 老人福祉センター

社会教育だより

親子で挑戦しよう

斜里岳登山

自然に親しみながら、親子が同じ目標に向って共に汗を流しお互いの絆をより強めることを目的として、今年第一回目の親子登山を斜里岳で実施いたします。尚、内容につきましては、左記の通りです。

記

主催 佐呂間町教育委員会
期日 七月三十日(日)
場所 斜里岳



昨年の藻琴山登山より

対象 小学校四年生以上
参加料 一人百円(保険料)
申込場所 教育委員会、社会体育係、二二二五五

申込期日 七月二十四日(月)

※準備するもの

・運動靴、・タオル、・セーター、・帽子、・雨具、昼食等は必ず用意して下さい。

※尚、個人で参加する中学生以下のかたは、親の承諾書を提出して下さい。(承諾書は教育委員会、各学校に置いてあります)

児童・生徒

水泳教室

参加者募集

本格的な水泳シーズンとなりました。教育委員会では、基本的な泳法をマスターしてもらうために次の日程により教室を開催致しますので多数参加されま

すようお知らせします。

一、佐呂間プール 七月
二十六日 午前十時～十二時
二十七日 午前十時～十二時
二十八日 午前十時～十二時
二、若佐プール
二十五日 午後一時～三時



昨年の水泳教室……佐呂間プール

二十七日 午後一時～三時
二十九日 午前十時～十二時
三、浜佐呂間プール
二十六日 午後一時～三時
二十八日 午後一時～三時
二十九日 午後一時～三時

参加対象は、小学校一年生から中学生まで。

尚、参加希望者は七月二十二日までに教育委員会社会教育課社会体育係まで申し込みください。

親子ふれあい農場

仁倉で農作業

三年目を迎えた「親子ふれあい農場」は、今年も行き先不明のミステリーバス。

三才から六年生までの子ども

四十七人、親十九人の参加者を乗せたバスは、峠を越えて一路仁倉・佐藤安広さんの畑へ。

現地ではお世話をしてくれる十名ほどの農協青年部員が暖かく迎えてくれました。

まず佐藤さんからスイートコーンの植え方、何故二個づつ植えるのか等説明を受け、作業を開始、ジャガイモやカボチャも全員で植えました。土に親しむ機会が少なくなってきた子ども達ですが、秋の収穫を楽しみに種の一個一個、苗の一本一本を慈しみながら植えました。

これからは、草取り、収穫祭と作業は続き、貴重な体験となることでしょう。



埋蔵文化財・史跡

についてのお願い

本町には先住民が使用した石器や土器、竪穴式住居跡が全町的に分布し、周知されている個所は現在二十九箇所になっています。

埋蔵文化財等については、文化財保護法(昭25制定)によって色々と決められています。又遺失物の法の適用を受けるものもあるのです。

例えば、自分の畑や庭先で矢じりや土器が出てきたとします。これらは遺失物の法の適用を受け警察に届けなければならず、自分勝手に処理できないのです。(遺失物法第十三条)

又、自分の山林に竪穴式住居跡が見つかったら文化財保護法によって、文化庁長官に届出なければならぬのです。(文化財保護法五十七条の五)

文化財は我町の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。「面倒くさい」とは言わず、何かありましたら是非教育委員会社会教育課社会教育係にご一報下さい。

皆様のご協力をお願いします

遠軽ブロック

交流吟道大会終了

第十一回遠軽ブロック交流吟道大会が、去る六月二十五日、新装なった若佐コミュニティセンターで開催されました。

この大会にはノドに自信のある吟士が九町村二十団体百四十名が参加、見事なノドを披露し観客から盛んな拍手を受けていました。

大会終了後は出演者全員で交流会が開かれ、和やかな雰囲気の中で楽しい交流会となりました。

この大会を機会に、本町の吟道がもっともっと盛んになることを期待したいものです。



町営プール

利用上のお知らせ

例年になく不順な天候が続いていますが、いよいよ水に親しむ季節となってきました。

今年は、佐呂間プールの塗装、錆止め工事、三プールの洗体槽工事、栄プールの新設等一応プールの施設をととのえました。町民の皆様には今まで以上の利用を期待しています。尚利用にあたっては安全に事故なく利用いただくために次の事項を守っていただくよう協力をお願いいたします。

一、使用時間

●小、中学生：夏休み期間と日曜日は十時～十六時まで。その他は十時～十七時まで。

●高校生、一般：十時～十七時まで。但し、佐呂間プールのみ七月二十日から八月十日の間については十時～十九時まで。

二、プールに入る手順

①シャワーで身体を流す。②洗体槽に入る。③プールに入る。※トイレに行った時はかならず洗体槽に入り消毒してからプールに入ってください。

三、利用の注意

・水着以外の服装では絶対泳が

ないこと

・煙草はプール施設内で絶対に吸わないこと。

・泳ぐ時は必ず水泳帽子を着用すること。

・貴重品は持ち込まないこと。(紛失しても責任はもてません)

・利用上の注意等、管理人の注意に従ってください。

●本年度から各プールに電話が設置され、番号が左記のように決定しました。

・佐呂間 二二二六六一
・若 佐 二二八四三二
・浜佐呂間 六二二八三二

体育館利用についてのお知らせ

体育館のアリーナが新しくなり、トイレは水洗式となりました。つきましては、七月十一日(火)より、平常どおり開館しますので、体育館の使用上の遵守事項を守ってください。

一、使用者は、必ず受付を終えてから入館してください。

二、使用方法、各種備品の使用については、係員の指示に従ってください。

三、放送設備を使用するときは許可を受けて、準備後片付けとも係員の指示に従ってください。

四、体育館では、土足を禁止していますので厳守してください

五、行事に必要な接待用具及び消耗品は、すべて使用者で用意してください。

六、保健室を使用する場合は、係員に申し出てください。

七、ロビー以外での喫煙は禁止します。

家庭教育テレホンサービス

家庭教育テレホンサービスのプログラムは、次のようになっています。このサービスは、二十四時間セッティングしてありますので、あなたの都合のいい時間、開きたい内容の日に二二二〇二〇にダイヤルして下さい。

予定日・時間	対象	内 容
7月10日 9:00 17日 8:30	中学生	・友だちづき合い (1) 良い友だち、悪い友だち (2) 異性との交友 (3) ひとりでも行動できる子
7月17日 9:00 24日 8:30	幼児期	・「子どもと遊び」について (1) 子どもの成長に大切な遊び (2) 年令と遊びの種類 (3) 悪い遊び
7月24日 9:00 31日 8:30	小学生	・「友だち」について考える (1) よい友だち、悪い友だち (2) 大人の干渉と友だち (3) 何故、友だちは大切なのか
7月31日 9:00 8月7日 8:30	中学生	・「中学生の反抗期」の育て方 (1) 第2反抗期の心理を理解する (2) 反抗と反抗期のちがひ (3) 反抗期の特徴
8月7日 9:00 8月14日 8:30	中学生	・「中学生の反抗期」の扱い方 (1) 反抗期の現象は心理的な乳ばなれ、親ばなれ (2) 反抗期の子どもの接し方 (3) 親として、大人としての考え方をはっきり言う

八、使用後の清掃・整頓は完全に行ってください。

九、アリーナ内での飲食は、禁止します。

十、幼児同伴の場合は、保護者が責任をもってください。

なお、各種大会以外でのライントレープの使用は床面が非常に汚れますので禁止します。

平成元年度
林野火災予防
ポスター・標語
入選者発表

◎優秀賞
〈ポスターの部〉

栄小 二年 柳原 学



佐呂間小 五年 高橋 慶司



浜佐呂間中一年 川端奈々子



若佐小 六年 大澤久美子



若佐中 二年 森 要



栄小 五年 松浦 智彦



若佐中 一年 橋本 美佳



◎佳作

幌岩小 四年 飯沢 志穂
幌岩小 六年 根本 郁広
富武士小 五年 田村有里子
若佐中 二年 佐伯 悟
佐呂間中 三年 中原志寿恵
浜佐呂間中一年 市原真紀子

〈標語の部〉

◎優秀賞

●すぐもえる
山のいのちを 大切に
佐呂間小 四年 平瀬まどか
●山火事は
みんなの緑を たべつくす
仁倉小 六年 寺畑 岳明
●たいせつに
山はぼくらの いのちの一つ
富武士小 五年 岩本 和弘
●山火事は
たった一つの タバコから
佐呂間中 一年 上高 一修
●火を出すな
山の緑に 感謝して
佐呂間中 二年 庭田善一郎
●山火事を
出さぬと誓う 心がけ
佐呂間中 二年 川西 明子

第18回
サロマ湖観光まつり

7月29日・30日キムアネップ特設会場



ぼくとわたしの作品

今月は若佐中学校のお友だちの作品を紹介します。

大地

若佐中一年 渡部 杏奈

一年 渡部 杏奈

力強く、伸び伸びと書いています。



三年 柴田 賢吾

(自画像)
大変よく似ています。

春風

若佐中一年 福田 真由美

一年 福田真由美

一画一画をしっかりと書いています。



三年 田中めぐみ

(自画像)
筆のタッチが大変よいです。

交 差 点

▶平成元年 交通事故発生状況

(3月末現在)

発 生 件 数	7	(2)
死 者 数	0	(0)
負 傷 者 数	7	(2)

()内昭和63年同期

▶交通事故死ゼロ300日目標

達 成 日 平成2年4月9日
6月末現在 17日です。

昭和63年度交通安全標語入選作品

むりするな いのちは一 つ 大切に
(富士小学校 船木 武尊)
気をつけろ 渡る道路に 車あり
(佐呂間中学校 玉井麻紀子)
運転は 腕を誇るな 無事故を誇れ
(佐呂間中学校 木間 章)

ベビーフェイス



永代町 安田 正己さん
長女 奈都美ちゃん
昭和六十二年七月十六日生
こんにちはノ安田奈都美です。

私には、お兄ちゃんがいま
す。少しわんぱくなお兄ちゃん
なので、私、とっても大変
です。
けんかする時もあるけど、
強くてやさしいので大好きで
す。お天気のいい日は二人で
外で遊びます。砂遊びが大好
きで、毎日まっくらになって
お母さんをこまらせています
でも、おままごをしたり
お人形で遊んだり、ちよっぴ
り女の子らしさもできてまし
た。
今、お気に入りの言葉は「
だめーっ！あっちゃんのー」
です。

夏の交通安全運動

8月1日～8月10日

- 観光、行楽に伴う交通事故防止
- 二輪車の交通事故防止
- 歩行者と自転車利用車の交通事故防止

参議院議員通常選挙の

投票日は7月23日です。

☆投票の方法及び順序

1、選挙区選出議員選挙

(候補者の氏名を書きます)

2、比例代表選出議員選挙

(政党その他の政治団体の名称又は略称を書きます)

☆投票用紙の色

1、選挙区選出議員選挙⇒薄黄色紙に黒字の印刷

2、比例代表選出議員選挙⇒白色紙に赤字の印刷

みんなで投票明るい選挙

佐呂間町選挙管理委員会

ご寄付

ありがとうございます

▼香典返しを廃止して

●社会福祉協議会へ

(亡母ハルさん)

知来 伊東 嘉晴さん

(亡父善作さん)

仁倉 佐々木 寿さん

(亡父賢治さん)

若佐 小高 恭さん

(亡母フジエさん)

浜佐呂間 門 隆さん

(亡夫勲さん)

西富 安本 フミさん

(亡妻恵子さん)

永代町 阿部 弘明さん

(亡父榮太郎さん)

札幌市 橋本 孝雄さん

(亡夫重太郎さん)

幌岩 城岡八千代さん

●身体障害者福祉協会

(亡母ヒサ子さん)

永代町 高垣 博さん

(亡父善作さん)

仁倉 佐々木チヨさん

全快祝返しを廃して

社会福祉協議会へ

若里 国分トメ子さん

富武士老人クラブへ

富武士 小山 ハルさん

出産祝返しを廃して

社会福祉協議会へ

浜佐呂間 土門 善弘さん

その他

特別養護老人ホームへ

(寄贈)

永代町 山本 馨さん

北見市 星 岩夫さん

全林野主婦会

町立図書館へ

宮前町 佐藤 由紀さん

永代町 佐野 久子さん

江別市 北海道立図書館

旭川市 優佳良織工芸館

札幌市 札幌市中央図書館

大阪市 (財)造幣局泉友会

私たちのまち

人口 8,163 (前月比 +3)

男 3,926 (-4)

女 4,237 (+7)

世帯数 2,562 (+2)

5月31日現在

毎月7月は“社会を 明るくする運動”月間です

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

標語 「防ごう非行、助けよう立ち直り」